

地域包括支援センターの柔軟な職員配置について

1 経緯

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和する目的で介護保険法施行規則が改正された。

2 施行期日

令和6年4月1日

3 匝瑳市の対応

介護保険法施行規則の改正を受け、匝瑳市の条例改正も必要となる（匝瑳市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例）が、市町村の事務負担を考慮し、条例改正を最長1年間猶予する経過措置が設けられている。

現在、条例改正の準備を進めており、令和7年4月1日施行を予定している。

4 改正の概要

(1) 現行の地域包括支援センターの職員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、常勤換算方法によることを可能とする。

※常勤換算方法：地域包括支援センターの勤務延べ時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員数に換算する方法

(2) 地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、複数の地域包括支援センターを一の区域として当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。この場合でも2職種の配置は必須とする。